

# 議員政治倫理審査会記録

平成30年6月5日

【開催日】 平成30年6月5日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時30分～午前11時28分

【出席委員】

|     |         |       |         |
|-----|---------|-------|---------|
| 会 長 | 河 崎 平 男 | 副 会 長 | 山 田 伸 幸 |
| 委 員 | 奥 良 秀   | 委 員   | 河 野 朋 子 |
| 委 員 | 笹 木 慶 之 | 委 員   | 長谷川 知 司 |
| 委 員 | 松 尾 数 則 | 委 員   | 吉 永 美 子 |

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

|     |       |       |         |
|-----|-------|-------|---------|
| 議 長 | 小 野 泰 | 副 議 長 | 矢 田 松 夫 |
| 議 員 | 岡 山 明 |       |         |

【事務局出席者】

|      |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 中 村 聡 | 事務局次長 | 石 田 隆 |
|------|-------|-------|-------|

【審査内容】

- 1 政治倫理基準に違反する行為の存否について
- 2 その他

---

午前10時30分開会

---

河崎平男会長 ただいまから、第4回の政治倫理審査会を開催いたします。審査に入る前に、議長から発言をしたいとの要請がありましたので、議長お願いします。

小野泰議長 冒頭ではありますが、委員の皆様方にまずはお願いをしたいと思います

います。杉本保喜議員の一連のマスコミ報道を受けまして、提出されました市民からの調査請求に基づきまして、審査をしてもらっていますが、請求人及び被請求議員の事情聴取も終わり、これから、政治倫理基準に違反する行為の存否について審査することになります。ここで、本市の政治倫理条例では、この審査の結果を議長に報告し、議長は速やかにその内容を公表すると規定されているだけで、その後の対応等についての規定はありません。しかし、他市の条例を見ますと、例えば光市では、「議員及び議会の措置として、被請求議員は、自己の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。また、議会は、被請求議員がこの措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講じるものとする。」と定めており、県内で倫理条例を制定している本市を除く6市のうち5市も、文言は違えど、同様の規定を設けています。これは非常に大切なことだと思いますので、本審査会におきましても、条例に規定はありませんが、仮に政治倫理基準に違反しているとの結果になる場合には、附帯意見として、被請求議員あるいは議会の取るべき必要な具体的な措置についても報告されるよう求めたいと思いますので、あわせて審査をしていただきますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

河崎平男会長　ただいま議長から要請がありましように、仮に政治倫理基準に違反しているとの結論になる場合は、条例に規定はありませんが、被審査議員あるいは議会の取るべき必要な具体的な措置についても、この審査会において審査し、附帯意見として議長に報告するようにしたいと思います。皆さん、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしということありますので、それでは、議長からの要請については審査会で受けることといたします。それでは、政治倫理基準に違反する行為の存否についての審査を進めます。1番です。この行為は、条例第3条第1号「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと」に該当するものとされて

おります。このことについて再度確認の意味で申し上げております。それでは、これまで調査請求者と杉本議員から意見、事情をお聞きしました。これらの意見等も踏まえ、杉本議員の政治倫理基準に違反する行為の存否についての発言をお願いします。各委員全ての人に存否の確認をしますのでよろしくお聞きしたいと思います。初めに、どなたか意見を言っていただけますか。長谷川さんからずっとよろしいでしょうか。

長谷川知司委員 その前に、前回、事務局にお聞きした捜査状況、今日の新聞には載っておったんですが、その結果がどうだったかが分かっておれば、それを先にお聞きしたいと思います。

石田議会事務局次長 検察庁のほうに電話で確認をいたしましたところ、今朝の新聞に載っておりましたが、そのときにはまだ結論が出ていないということの回答でした。

長谷川知司委員 政治倫理基準に違反する行為はあったと私は思います。やはり、例え本人がそのつもりがなくても、そういう席に同席したということは、やはり議員としてきちんとそれについては釈明しなくてはいけないことだと思っております。

笹木慶之委員 事務局にもう一度お尋ねしますが、前回、検察庁のほうに電話でということだったんですが、文書で請求するよという返事があったということをお報告されていますね。文書でされたんですか。

石田議会事務局次長 文書で請求をいたしました。その後、回答がなかなか来ないということで、電話で先日照会をすると、まだ結論が出ていないと、それで文書で回答できないということでした。

笹木慶之委員 分かりました。一応手続はされたということですね。それで私のほうから申し上げますが、これは、流れについてはもう皆さん既に十

分御存じのことですので、改めて申し上げますが、ただ1点は、杉本議員も事情聴取をされて、そして書類送検に至らなかったという事実があることは確かなんですね。その他の方については書類送検されて、そして、そのうち今朝の新聞報道によれば、あのような結果が出たということです。流れからすると、微妙な問題があるのは事実ですが、今、長谷川議員が言われたように、全く関係のない事案ではない。ということは、やはり、そのように理解せざるを得ないと思います。したがって、やはり議員活動の中で起こった一つの現象面ですから、やはり、御本人にとって適切な対応が必要ではないかというふうには思っております。

河崎平男会長　だから、条例違反であったということですね。

笹木慶之委員　そういうことですね。

河崎平男会長　次に、河野委員、よろしくお願いたします。

河野朋子委員　今朝の新聞で、支援者の一人の方がそういった供応接待ということで起訴されたというところまでは明らかになったわけですが、それが今後どうなるかということにははっきりはしませんけども、ともかく、法的にどうかということは別にしても、本市の倫理条例にあります3条1号について照らしたときに、やはり疑惑をもたれる行為というところに当たると思いますし、それから先日、議員からいろいろお聞きした中で、少し気になったのが、そういった状況について、少しおかしいなとか、どうかなと思いつつもそういった場に自分は同席したとか、ほかにもそういった事例があるやに聞いているので、まあこれくらいは許されるのではないかというそういった発言についてはやはり、自分も含めてもう一度そういう襟を正すというか、ほかの人が少しそういうことをやっているからいいのではないかとか、そういう甘い気持ちを持って、市民の代表として活動していくということは自分自らもそういうことを戒める意味でも、あってはならないと思いましたので、条例につい

てはやはり違反しているということをきちんとこの審査会で明らかにすべきはないかというふうな意見です。

河崎平男会長 それでは違反ということでもありますね。先ほども新聞報道ということがあります。これについては、公職選挙法違反ということで、市民の皆さんも関心があると思いますので、これは公職選挙法違反ということで頭の中に入れていただきたいと考えますので。今回、政治倫理基準に違反する行為があったかなかったかということでもよろしくお願ひしたいと思います。それでは次に吉永委員さんよろしいですか。

吉永美子委員 先ほどお話に出ていますように、この条例の中に、市民全体の代表者としての品位と名誉を保持する。そして疑惑を持たれないようにするということで、私も先日、杉本保喜議員から事情をお聞きした中で、やはり寄附行為の意識がなかったといったような発言があったと思っています。大変認識が浅いということを実感せざるを得ない感じがいたしました。本当に残念なことではありますけれども、この倫理条例の第3条の1には該当するだろうというふうに判断をせざるを得ません。

河崎平男会長 違反ということでもあります。続きまして奥委員お願いします。

奥良秀委員 私も皆さんと一緒に、条例違反だと思います。理由としては、やはりグレーな部分があるのかなと。私が、この委員会の中で唯一新人の議員で、そういうふうな問題というのは、やはり昔の選挙とは違うよと。やはりクリーンに行かないといけないよと、周りの人からいろいろ言われていましたので。やはり、疑惑をもたれることでもやはりもう駄目だと思っんです。そういうことを鑑みるとやはり条例違反でしょうがないというか、真摯に受け止めていただいて反省していただければと思います。

河崎平男会長 ありがとうございます。政治倫理基準に違反する行為であった

ということであります。次に松尾委員お願いします。

松尾数則委員 私も3条1号ですか、この基準に違反していると思います。今までいろいろな審議の中で、議員本人も呼んで、いろいろ意見を聞きました。その中で気になったのがやはり、同じようなことがあった場合に二度とこの轍は踏まない。本人も十分意識しているところだと思うんですね。その辺も踏まえて基準に違反をしているという意識を持っております。

河崎平男会長 条例違反ということであります。山田副会長、意見がありますか。

山田伸幸副会長 条例違反をしているのは、もう最初から明らかなことで、残念ながら、もう遅きに失していると言わざるを得ません。あのような報道があったときに直ちに記者会見を開いて、自ら釈明をすべきというのが条例の精神だと思いますが、それがなされていないこと。また、この私たちの政治倫理審査会についても、追求する場面が非常に甘いということが、厳しく市民から指摘をされております。というのも本人の釈明の中に、同じ轍を踏まないということで締めくくられたわけですが、しかし、それは取りようによっては、形を変えてやってもいいんだみたいなそういう受け取られ方を市民の方からされているんです。やはりそういう点でもっとこの政治倫理審査会が迅速に立ち上がり対応すべきであったというふうに反省も踏まえて、厳しくその点を指摘していくべきだと。あわせて、その市民から指摘されているのは、会派がこの問題に対して何もアクションを起していないということについても批判されていますので、それについても一言付すべきだと思います。

河崎平男会長 山田副会長も条例違反ということによろしいですね。そういった中で、全会一致で条例違反ということで、一応この審査会では確認したいと思いますので、それによろしいでしょうか。はい。そういうこと

で、全会一致で条例違反があったということで確認をしておきます。次に、そういうことで、議長からの要請がありましたように、議会としても大事になってきますし、杉本議員を今後どうするか議論をしていただきたいと思います。附帯意見を付けてどういうふうにするかとか。例えば、会長がこんなことをあれしてもいけません、他市の条例違反の中ではこういう措置をするということもあります。例えば、議長から厳重注意を議場です。また、本人が謝罪文を朗読する。いろんな措置をする項目がありますが、どういうふうにしたらいいかですね、決めてというか、やはり審査会で議論をしていただきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

長谷川知司委員 どのような措置をするかというのは、私も経験がないので分からないので、もしよろしければ他市の例があれば、その写しとして資料を頂ければいいと思いますので、ちょっと休憩して写しがもらえるかどうか。

河崎平男会長 今、長谷川委員から他市の条例等がもらえるかどうかということがありましたので、これは準備できますか。

石田議会事務局次長 県内各市の条例のそういう措置の部分について抜き出したものはございます。これは条例の条文の抜き出しでございますが、そういうものでよろしいですか。具体的に事例があって、それでこういう措置をしたというものではございません。

河崎平男会長 条例にのっとりということで、それを皆さんに参考に見ていただいて、協議をしたいと思いますので、長谷川委員の言われたとおり資料のことがありますので、暫時休憩をいたします。

---

午前10時50分休憩

---

河崎平男会長 それでは休憩を解いて、審議に入りたいと思います。先ほど、長谷川委員から他市の条例等を参考として資料の要求がありましたので、事務局から出してもらっております。これについて、他市の政治倫理条例における措置内容ということであります。下関市、読み上げて簡単に皆さん理解していただきたいと思います。3番目の項であります。委員会が遵守義務違反があると決した場合の関係議員に対する措置は次のとおりとする。ただし、2以上の措置をあわせて講ずることを決することを妨げない。2つでも良いということであります。(1)議場における議長の注意、それから(2)議場における謝罪文の朗読、(3)議会の特別委員の辞任勧告、(4)議員が就任している職で議長が別に定める職の辞任勧告、ということであります。これが下関。もう一つ周南市さんも、最後のページ、18条のところであります。(1)議場における議長の注意、(2)議場における謝罪文の朗読、(3)議員辞職勧告、(4)その他必要な措置、というような下関市さんと周南市さんがそういうことあります。あとは具体的には書いてありませんが、そういう措置内容もあります。そういった中で、本日、条例にはありませんが、議長からの附帯意見ということで、全会一致で決まりましたので、こういう措置内容について審議を皆さんしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

長谷川知司委員 他市の例を参考にはするんですが、あくまでも議長からの注意というのは必要だと私は思っております。それから杉本議員そのものからの市民への釈明ということで、議場における謝罪文の朗読ということも必要ではないかと思えます。

河崎平男会長 議長からの注意と本人からの謝罪というようなことをやるというのが長谷川委員の意見ということでもあります。そのほかどなたか。

吉永美子委員 たぶんほかの委員さんも異論はないのではないかと思いますけれども。今、長谷川委員が言われた二つというのは絶対必要だと思います。それと以前より議長が、要は、職を辞することとか言われていることの中に、市民への説明責任を果たしてほしいということ言われていましたので、まさにこれは本会議場できちんと市民に対しておわびを入れていただくということは必要だと思います。

河崎平男会長 そういうことで議長からの注意と、謝罪ということで大事になってくるということでもあります。どなたかありますか。こういうことであれば、皆さんの一致という意見でいいですか。（「全員」と呼ぶ者あり）はい、全員から御意見をもらいますので。

笹木慶之委員 事の経緯から判断しますに、やはり議会の長である議長からの注意、そしてそれを受けての御本人からのそういう謝罪ですね、これは直接本人から言っただけが今までの流れを整理するというか、必要な事項であろうというふうに私は思います。

河崎平男会長 議長からの注意と本人からの謝罪ということでもありますね。次に奥委員。

奥良秀委員 私も議場における議長の注意、あと謝罪文、反省文の朗読、これは必要だと思います。この二つを兼ね備えれば、ある程度の市民の皆様は納得は得られるのかなど。付け加えるのならば、特別委員の辞任というのはもうされていますので、これでいいのかなと思います。

河崎平男会長 議長からの注意と本人の謝罪ということでもあります。次に河野委員。

河野朋子委員 私も今皆さんほかの方が言われたのと同じで、議長からの注意と本人の謝罪を本会議場で、公開の場できちんとしていただくというこ

とでいいと思います。

河崎平男会長 議長からの注意、本人の謝罪、本会議場でやるという御意見をいただきました。松尾委員お願いします。

松尾数則委員 今まで皆さんが言われた内容というのは私も当然賛成するわけですが、それ以外にどういったものがあるかというのはつかみづらいところがあるので、少なくともこの二つは実際に行ってもらいたいなと思っております。

河崎平男会長 議長からの注意と本人からの謝罪という二つということでありますね。分かりました。副会長。

山田伸幸副会長 私からもやはり議会としての信頼を回復する行為として、どうしても皆さんから言われたこの二つの行為は必要だというふうに思います。

河崎平男会長 副会長も申したとおり、議会の信頼回復ということですので、この二つについてはやるべきということで措置をするということでもあります。ついては、附帯意見でということでありましたので、その二つを全会一致ということを決めさせていただいて、8日の日に、本人から決まったことについては弁明の機会を与えるということがありますので、8日に、この政治倫理審査会を開きたいと思えます。ついては、日時は16時ということで一応案として決めさせていただきます。それから先ほどの措置については、また、附帯意見として議長に上げる報告書については後ほど案を皆さんにメール等でお伺いいたしますのでよろしくをお願いします。その他について何かありますか。事務局。（「いいです」と呼ぶ者あり）

松尾数則委員 先ほど山田委員からも意見がありましたけれど、同じ会派の方

もいらっしゃいますので、今後、会派としてどうしていかれるかという意見をお聞きしたい。

河崎平男会長 その他の意見で・・・。

笹木慶之委員 申し上げておきますが、まず、この政治倫理審査会、会派のことはどこにどのように書いてあるのでしょうか。

河崎平男会長 政治倫理審査会の条例のどこに、先ほど、会派としての処置がどこに書いてあるかということで、笹木委員からあったんですが。

松尾数則委員 会派については書いてはありませんが、基本的には、会派というのは、同じ理念を持った議員の集まりなんです。基本的にはですね。そういうふうに会派は成り立っているんで、同じ会派の人がこういう行動を起こしたときに、会派としてどのような行動を今度とっていかれるかを聞いたかったです。

笹木慶之委員 先ほどからも発言がありましたように、既に会派の代表も変更しております。それから委員会の役職と言いますか、これも退任しておられます。会派の中で協議した中での対応策はしておるつもりです。

河崎平男会長 笹木委員から会派の代表の辞任、それから各特別の職についても辞めておられるということで、会派で協議したということで辞めておられるということで理解をとということでもあります。

松尾数則委員 私が聞いたかったのは、会派の除名とかそういうことが必要なかったのかということが聞いたかったわけです。

笹木慶之委員 この場で発言することではないかもしれませんが、あえて申し上げておきますが、先ほど言いましたが、御本人が、例の公職選挙法の

関係等もあって、公職選挙法の方については今回の議論になっておりません。要は、信用失墜と言いますか、そちらの方ということで、それらを含めて考えたときに、今申し上げた対応でしっかり反省してもらおうということにしております。強いて言うならば、我々のほうからは、むしろ厳重注意、こういったことをすること自体はまことけしからんということとは厳しくっております。

河崎平男会長 会派のことでちょっとあれなんです、厳重注意という処分もされておるということで、その辺も今初めて理解ができましたので、よろしいでしょうか。

山田伸幸副会長 私が先ほど言ったのは、市民のネットでの書き込みの中で、会派としての意思表示が何もないがいかげなものかという書き込みがありましたので、やはり会派としても釈明が必要ではなかったのかというふうに思ったわけです。今、厳重注意をしたということでもありますので、それでいいかと思いますが、前回、あるいは最初の会のときにそういったことが必要ではなかったかというふうに思っております。

河崎平男会長 今その他の項で会派のことが出ましたので、理解されたと思いますので、よろしく願いいたします。そのほかにはありますか。

長谷川知司委員 山陽小野田市の政治倫理条例は、議員がどのようにしたらいいという措置が欠けておりますので、今後については、それを加えるように、これは議運等にそのように具申していただきたいと思っております。

河崎平男会長 長谷川委員から発言がありましたとおり、措置等のことも決まっておりますし、これから条例改正に向けては議運のほうで諮ってもらおうということで審査していただきたいというふうに会長としても考えますのでよろしく願いいたします。（中村議会事務局長「報告書に入れ込みますか」と呼ぶ）そうですね。事務局長から補足がありましたよ

うに、この審査会の要望として報告書を議長に上げるときに条例改正を一言上げるようにしておきます。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではこれもちまして今回の第4回は終了したということでもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それではこれもちまして審査会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

---

午前11時28分散会

---

平成30年（2018年）6月5日

議員政治倫理審査会長 河崎平男